

第5 都市計画マスタープランの実現に向けて

この都市計画マスタープランに定めた松本市の将来像の実現に向けて、効果的な施策の連携、35地区の活動を通じた多様な主体の協働によるまちづくりの推進、周辺自治体や関係機関との連携、制度活用による計画推進により、行政と市民関係者が共有し、その方針に沿って具体的な個々の実施計画を立案し、実際に各種の取組みを推進していきます。

1 効果的な施策の連携

(1) 関連する分野別計画の一体的な推進

都市計画マスタープランに関連する分野別の各種マスタープランについても、都市空間で一体となって相乗効果を発揮するように連携を図ります。

交通、住宅、みどり、景観、防災、温暖化対策等の各分野の計画等の策定及び見直しや、庁舎、学校、病院、福祉施設等の公共施設の廃止、統合、整備に当たっては、計画段階から都市計画マスタープランの方針との整合を図ります。

(2) 関係機関の横断的な連携

都市計画マスタープランの将来像を実現化するためには、都市構造を構成する主要要素である拠点形成、土地利用、交通を始めとした、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があるため、関係各課との意識共有が不可欠です。そのため、庁内連絡会議などの場を活用して、庁内の横断的な連携をとりながら事業を推進します。

また、松本市においては、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の土地利用の関係諸法令に基づき、土地利用に対して適切な規制、誘導等を行っていきます。農地、森林の都市的土地利用への転換については、周辺に及ぼす影響への配慮、無秩序な転用の抑制の考えの下、所管する機関との計画的な調整を図ります。

(3) PDCAサイクルの実施等による計画の見直し

施策の進行管理を適切に行うため、PDCAサイクルを採用し、関係機関や市民などと協力して、計画策定のおおむね5年後に施策の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向性を修正します。また、計画期間の中間であるおおむね10年が経過した段階で、施策の進捗状況に加えて、市の政策や社会情勢の変化等を踏まえ、必要がある場合は計画内容の見直しを行います。これらの施策や計画の見直しに際して、関連分野の計画との整合を図りながら、必要に応じて立地適正化計画の見直しとも連携します。

なお、松本市の総合計画等の上位計画の改定等により、目指すべき将来像や都市構造が変化する場合や、都市計画法の改正や大規模災害のように都市計画を取り巻く状況が変化した場合は、部分的改定を機動的に行う等の対応を含め、適宜計画の見直しを行います。

(4) 選択と集中による効率的・効果的な事業推進

道路などの都市施設に関する事業については、必要性及び実現性の検討を行い、優先度の高い事業を選択し、その事業に集中的な投資を行います。特に、公共事業は長期的な展望に立って計画策定するため、将来の経済情勢を考慮して計画を立案します。

(5) DX推進との連携

松本市では、DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化を重点戦略として位置付けています。都市計画分野においても、地域が持つポテンシャルや地理的特徴・課題を考慮しながら、都市計画で扱う空間の情報について、更なる利活用の在り方を検討していきます。

2 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、市民や行政を始め、NPO、大学、企業などの様々な個人や団体が協働することで、現実のまちを誰もが望むまちに近づけることができます。そのためには、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、地域の様々な問題を解決に導くことができます。

松本市では、市内35地区ごとに地域づくりセンターを設置し、地域や行政を始め、NPO、大学、企業など、様々な個人や団体が主体性を持ちながら、協働によって地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいます。

今後は、都市計画マスタープランに定めた内容の実現を基本としながら、検討の範囲や課題によって必要に応じ35地区の地域づくりの活動と連携しつつ、みんなでより良いまちの姿について考えることが重要です。そして、地域が抱える日々の買物や通院、交通、福祉、コミュニティなどの身近な問題について、都市計画を含めた多角的な観点から効果的な方法を探り、解決を図る必要があります。こうした市民を始めとした多様な主体の取組みを促進するため、松本市では庁内の関係分野で連携を図りながら、情報発信や人材育成、地域主体の計画づくりへの支援を実施していきます。

3 周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化に伴って、都市活動は個々の市町村域を越えて広域的に影響し合います。長野県では、松本、塩尻、安曇野の都市計画区域で構成される松本圏域を対象とした、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定します。ここで示された圏域構造等の都市計画の目標及び決定の方針を前提としながら、土地利用計画や都市基盤整備などは、周辺自治体や県と連携を行い、広域都市圏が一体となって意識を共有できるよう取り組みます。

幹線道路など都市基盤の整備促進については、事業者である国や県など関係機関と連携・協力を密にしながらか積極的に働き掛けを進めていきます。

4 制度活用による計画推進

(1) 関係法令の運用

都市計画マスタープランに示した将来像を実現するために、都市計画法や立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）を始めとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、住民合意を進めながら適切に運用していきます。

また、住民主体のまちづくりを進めるに当たって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を市民が活用できるように、助言や支援を進めていきます。

(2) 各種事業手法の活用による財源確保

事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。また、施設整備に当たっては、指定管理者制度やPPP/PFI手法などの民間活力の導入も必要に応じて検討していきます。